

需要追従供給電源の供給要領（案）

【詳細は別途協議】

1 定義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) 甲 企業局
- (3) 乙 需要追従供給を行う者として企画提案書に記載された小売電気事業者
- (4) ベース供給 通告型分割供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (5) 需要追従供給 ベース供給（通告値によるもの）を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (6) P P A 需要追従供給のうち電源が甲から乙に供給された非 F I T 及び F I P 電力（以下「非 F I T 等企業局電力」という。）であるもの

2 委託者から受託者への P P A 電源の供給等の条件

- (1) 甲は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送（ベース供給：通告型分割供給）する。
- (2) 甲は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び分割供給通告値による電力量を優先的に確保する。

3 需要追従供給電源の供給

- (1) 甲は、乙が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力（送電による損失率分の電力を含む。）を乙に供給する。
- (2) (1) の場合において、P P A の電源の供給電力量は、2 (1) のベース供給（通告値によるもの）を除き、30 分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は P P A に必要な全量、賄えない時は P P A に必要な電力量のうち可能な最大の電力量とする。ただし、一般送配電事業者との契約電力 (kW) 又は予備電力の契約電力 (kW) の 2 分の 1 に送電による損失率分の電力を加えた電力を上限とする。
- (3) 乙は、別に契約する 4 の業務が適切に行えるよう必要な措置をとる。

4 別契約による乙の業務

- (1) 乙は、需要者が管理する長野県庁舎に P P A を優先して需要追従供給する。
- (2) 乙は、(1) の需要追従供給を行うに当たり、2 (1) のベース供給及び 2 (1) で供給された非 F I T 等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。

5 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで

6 供給施設概要

- (1) 供給場所 長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）
（長野市大字南長野字幅下 692-2）
- (2) 用 途 官公所（事務所）

7 供給施設仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線方式
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 計量電圧 6,600V
 - エ 需要施設受電電気方式（受電電圧） 高圧
 - オ 標準周波数 60Hz

カ 受電方式 本線・予備線受電（2回線受電）

キ 非常用自家発電設備 有（起動時の瞬時連系）

(2) 契約電力、予定供給電力量等

ア 契約電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、需要追随供給（PPA）1,650kWとする。

(イ) 甲と乙との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、需要追随供給（PPA）850kWとする。

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 契約期間中の予定供給電力量、計画需要電力量

計画送電電力量（送電による損失率分を含む。）及び計画需要電力量は次の表のとおりとする。

（単位：千 kWh）

計画送電電力量 （送電による損失率分を含む。）			計画需要電力量		
ベース供給	PPA（需要 追随供給）	合 計	ベース供給	PPA（需要 追随供給）	合 計
2,951	1,609	4,560	2,843	1,550	4,393

ウ 予備電力

(ア) 一般送配電事業者との契約予備電力（予備送電サービスB）

自己託送（ベース供給）800kW、需要追随供給（PPA）1,650kWとする。

(イ) 甲とPPA供給者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、需要追随供給（PPA）850kWとする。

（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。）

8 その他

長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量70kW）が稼働中であること。